

旧岩井西高校跡地利活用方策
の検討に関する報告書
(案)

平成 30 年 月
旧岩井西高校跡地検討委員会

はじめに

(石山委員長へ依頼予定)

旧岩井西高校跡地検討委員会

委員長 石山 巖

目次

1	基本的な考え方	1
2	利活用の方向性	2
3	付言	3

(資料)

I	旧岩井西高校跡地検討委員会 開催経過	4
II	旧岩井西高校跡地検討委員会 設置要項	5
III	旧岩井西高校跡地検討委員会 公募委員募集要項	7
IV	旧岩井西高校跡地検討委員会 委員名簿	8

1 基本的な考え方

現在、坂東市は本格的な「人口減少」と「超高齢社会」を迎えており、これに伴う市場の縮小、担い手不足、社会保障費の増加など、社会経済システムの維持に大きな不安を抱えている。

限られた財源の中で、無駄の削減を徹底するとともに、市民が真に必要な事業をいかに効果的・効率的に展開できるかが重要である。

このような状況を踏まえ、以下のとおり旧岩井西高校跡地の利活用検討にあたっての基本的な考え方を示す。

(1) 費用対効果が見込まれること

利活用にあたっては、土地購入費や施設整備費など、相当な費用の支出が見込まれることから、その支出額に見合った十分な効果が見込まれる事業であること。

(2) 持続性・将来性があること

人口減少・高齢社会の進展や継続的に発生する財政負担も踏まえ、持続性・将来性が見込まれる事業であること。

(3) 公益性があること

公金を投入して整備される施設であるため、当該施設の整備効果やその対象が特定の人に偏らず、広く地域社会に貢献する事業であること。

2 利活用の方向性

上記の基本的な考え方を踏まえ、以下のとおり利活用の方向性について示す。

なお、具体的な利用方法等については、別途検討組織等を設置して、改めて検討する必要がある。

(1) 防災分野での利用

坂東消防署の老朽化や消防団の訓練場不足、防災倉庫の設置など、地域の防災体制強化のための施設として利用する。

想定される施設 消防署（坂東消防署移設）、防災倉庫、広域避難所 など

(2) 医療・福祉分野での利用

少子化・超高齢社会の到来を見据え、高齢者を始めとした様々な世代の生きがいつくり、居場所づくり等の多世代交流の場として利用する。

想定される施設 多世代交流サロン、市民農園 など

(3) 産業、スポーツ分野での利用

圏央道坂東 IC や坂東インター工業団地等からのアクセス性の良さなどを踏まえ、企業（主に研究機関）や大学等のスポーツ合宿施設として利用する。

想定される施設 企業等の研究施設、スポーツ合宿・研究施設 など

(4) 茨城県に跡地の有効利用を要望（市で取得しない）

費用対効果や事業の持続性・将来性を踏まえ、市で跡地の購入・整備等を行わないこととし、現所有者である茨城県に対し、跡地の有効利用について要望する。

想定される施設 警察署（境警察署移設）、 など

3 付言

市は、本報告書で示した「基本的な考え方」及び「利用の方向性」に配慮し、利活用方策について更に検討を深めること。

なお、市で跡地を利活用する場合、その管理・運営については、指定管理者制度等により、民間の資本やノウハウ等を積極的且つ有効的に活用するよう努めること。

旧岩井西高校跡地検討委員会開催経過

第1回 旧岩井西高校跡地検討委員会（平成30年5月31日）

- (1) 当検討委員会について
- (2) 旧岩井西高校跡地の概要について
- (3) 現地見学

第2回 旧岩井西高校跡地検討委員会（平成30年7月18日）

- (1) 旧岩井西高校の施設等について
- (2) 利活用の検討（論点）について
 - ・利活用パターン
 - ・市で利活用する場合の留意点
 - ・利活用の方向性（検討例）

第3回 旧岩井西高校跡地検討委員会（平成30年8月31日）

- (1) これまでの議論の整理について
- (2) 検討報告書(案)について

第4回 旧岩井西高校跡地検討委員会（平成30年 月 日）

- (1)
- (2)
- (3)

旧岩井西高校跡地検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 旧岩井西高校跡地の今後の利活用方策を検討するため、旧岩井西高校跡地検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その検討の結果を市長に報告する。

- (1) 旧岩井西高校跡地の今後の利活用方策に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民のうちから公募により選任された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から、検討の結果を市長に報告した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年3月12日から施行する。

旧岩井西高校跡地検討委員会公募委員募集要項

1 趣旨

旧岩井西高校跡地の今後の利活用方策を検討するため、「旧岩井西高校跡地検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の委員を募集します。

2 検討委員会の役割

検討委員会は、任期中に4回程度の会議を開催し、旧岩井西高校跡地について、今後の利活用方策に関する事項の検討及び協議を行い、その結果を市長に報告するものとします。

3 募集人数

3人

4 任期

委嘱の日から検討の結果を意見として、市長に報告した日までとします。

ただし、委員が委嘱されたときの条件を欠くに至った場合、委員の職を失うものとします。

5 応募資格

平成30年4月1日現在で、次の条件をすべて満たす方

- (1) 坂東市内に住所を有する方
- (2) 年齢が満18歳以上の方
- (3) 国又は地方公共団体の議員及び職員でない方
- (4) 平日、昼間に開催する会議に出席できる方

6 委員の報酬

あり

7 応募方法

- (1) 募集期間

平成30年3月15日(木)から平成30年4月4日(水)必着

(2) 提出書類

応募用紙に住所、氏名、生年月日、電話番号、職業、経歴と応募理由等を記入の上、提出してください。

なお、提出された書類は返却しません。

(3) 応募用紙の配布場所

- ・企画部企画課
- ・さしま窓口センター

(坂東市のホームページからもダウンロードできます。)

(4) 提出先

市役所企画課へ直接お持ちいただくか、郵送又はファクス、電子メールのいずれかにより提出してください。

〒306-0692 坂東市岩井 4365 番地 坂東市役所企画課 あて

ファクス 0297-35-8201

電子メール kikaku@city.bando.ibaraki.jp

8 委員の選考

委員の選考は、書類選考により決定し、選考結果は応募者全員に通知します。

なお、応募者多数の場合、他の審議会等の公募委員である方にご遠慮いただく場合がありますので、予めご了承ください。

9 問い合わせ先

坂東市企画部企画課企画政策係

〒306-0692 坂東市岩井 4365 番地

電話 0297-35-2121 (内線 1363)

ファクス 0297-35-8201

電子メール kikaku@city.bando.ibaraki.jp

旧岩井西高校跡地検討委員会委員名簿

(敬称略 委員区分順)

	氏名	委員区分	役職等	備考
1	青木 潔	1号委員 (教育・スポーツ)	坂東市体育協会 理事	
2	・島 美津子	1号委員 (福祉)	民生委員児童委員(岩井地区民生委員児童委員協議会会長、連合民生委員児童委員協議会副会長)	副委員長
3	永塚 久男	1号委員 (防災)	坂東市消防団 団長	
4	北村 広美	1号委員 (産業)	坂東市商工会 女性部長	
5	鈴木 光與志	1号委員 (建築)	茨城県建築士会坂東支部	
6	石山 巖	2号委員 (公募委員)	公募委員	委員長
7	須賀 正雄	2号委員 (公募委員)	公募委員	
8	中島 玉枝	2号委員 (公募委員)	公募委員	
9	野本 隆男	3号委員 (地元区長)	上出島区長、七重地区区長会長	
10	小谷野 伊一	3号委員 (地元分館長)	坂東市立公民館七重分館 分館長	
11	張替 秀吉	3号委員 (市議会議員)	市議会議員	
12	風見 好文	3号委員 (市議会議員)	市議会議員	